

○瀬戸内市届出避難所登録要綱

令和元年6月24日

告示第49号

(目的)

第1条 この告示は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定する指定避難所とは別に、市民が自主的に開設する避難所に対する支援を行うことにより、台風、ゲリラ豪雨等により災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、市民が自主的に避難する場所を確保するために必要な手続きを定めることを目的とする。

(届出避難所)

第2条 この告示において「届出避難所」とは、市民が自主的に開設し、運営する避難所として第5条の規定により登録を受けたものをいう。

(対象とする施設)

第3条 届出避難所とすることができる施設は、地域の集会所等の施設(以下「集会所等」という。)であって、避難する市民が台風、ゲリラ豪雨等の災害から身を守ることができる立地、構造等を有するものとする。

2 届出避難所を申請するものが集会所等の所有者でない場合は、当該集会所等の所有者の同意を得なければ、当該集会所等を届出避難所として申請することができない。

(申請することができるもの)

第4条 次条に規定する届出避難所の登録の申請をすることができるものは、自主防災組織、コミュニティ協議会その他これらに準じるものとして市長が認めるもの(以下「自主防災組織等」という。)とする。

(登録の申請等)

第5条 集会所等について届出避難所として登録を受けようとするものは、届出避難所登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該届出にかかる集会施設等を届出避難所として登録するものとする。ただし、当該集会施設等が第3条第1項に定める立地、構造を有しないと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による登録をする場合において、届出避難所の開設に関する条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定による届出避難所の登録をしたときは、届出避難所登録通知書(様式第2号)により、申請を行った自主防災組織等に通知するものとする。

(届出避難所登録通知書の掲示)

第6条 申請者は、届出避難所登録通知書を届出避難所の見やすい場所に掲示するものとする。

(開設・運営及び費用負担)

第7条 届出避難所に、市は職員の派遣を行わないものとする。

2 届出避難所の開設及び運営にかかる経費は、自主防災組織等の負担とする。

3 市は、届出避難所に対し、必要に応じて救援物資を供与するものとする。

(市長への報告)

第8条 自主防災組織等は、届出避難所を開設したときは、その旨を市長に報告するものとする。

2 自主防災組織等は、届出避難所に避難した者があった場合は、その人数等を市長に報告するものとする。

3 自主防災組織等は、届出避難所を閉鎖したときは、その旨を市長に報告するものとする。

(指定避難所との関係)

第9条 自主防災組織等は、指定避難所が開設されている場合においても届出避難所を開設することができる。

(変更の届出)

第10条 自主防災組織等は、登録内容に変更があったときは、その旨を届出避難所登録内容変更届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第11条 自主防災組織等は、届出避難所を廃止したときは、届出避難所廃止届出書(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(登録の取消)

第12条 市長は、届出避難所周辺の環境の変化、土砂災害警戒区域の指定その他の事情の変化により、届出避難所に災害の発生の危険性が生じたと判断される場合又は前条に規定する届け出があった場合は、当該届出避難所の登録を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、届出避難所登録取消書(様式第5号)により自主防災組織等に通知するものとする。

(研修、訓練等)

第13条 自主防災組織等は、届出避難所を利用すると想定される地域住民に対して研修、訓練等を実施し、届出避難所の利用に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(事故等の損害賠償)

第14条 届出避難所の開設及び運営に伴い生じた損害については、市はその責を負わない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

届出避難所登録申請書

年 月 日

瀬戸内市長

下記の集会所等を届出避難所としたいので、瀬戸内市届出避難所登録要綱第5条第1項の規定により申請します。

届出者	ふりがな 団体名		
	ふりがな 代表者氏名	㊟	
	住所		
	連絡先	固定	
		携帯	
届出避難所とする 集会所等	ふりがな 名称		
	所在地		
	建築の構造	造	階建
	建築年月日	年	月 日
	収容人数		人
	(民間施設の場合) 施設所有者等の同意 (署名捺印)	㊟	

【記入上の留意事項】

- ・建物の構造は、木造、鉄筋コンクリート造等の構造及び階数を記入してください。
- ・収容人数は、避難所の面積（平方メートル）を3で割った人数としてください。
- ・災害時の連絡先として、裏面の連絡先を記入してください。
- ・集会所等の位置図を添付してください。

(裏面)

届出避難所関係者連絡先一覧

代 表 者	ふりがな 氏 名		
	連絡先	固 定	
		携 帯	
一 次 代 行 者	ふりがな 氏 名		
	連絡先	固 定	
		携 帯	
二 次 代 行 者	ふりがな 氏 名		
	連絡先	固 定	
		携 帯	

※関係者の連絡先に変更があった場合には、本様式にて再度提出してください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長

届出避難所登録通知書

瀬戸内市届出避難所登録要綱第5条第2項の規定により次のとおり届出避難所の登録を
しましたので、同条第4項の規定により通知します。

登録番号		
届出避難所	ふりがな 名称	
	所在地	瀬戸内市
届出避難所を使用する際の注意事項		

様式第3号（第10条関係）

届出避難所登録内容変更届出書

年 月 日

瀬戸内市長 様

届出避難所の登録内容の変更があったため、瀬戸内市届出避難所登録要綱第10条の規定により届け出ます。

		登録 番号	
届出者	ふりがな 団体名		
	ふりがな 代表者氏名	⑩	
	住 所	瀬戸内市	
	連絡先	固 定	
携 帯			
届出避難所	ふりがな 名 称		
	所 在 地	瀬戸内市	
変更内容			

様式第4号 (第11条関係)

届出避難所廃止届

年 月 日

瀬戸内市長 様

下記の登録避難所を廃止したので、瀬戸内市届出避難所登録要綱第11条の規定により届け出ます。

		登録 番号	
届出者	ふりがな 団体名		
	ふりがな 代表者氏名	⑩	
	住所	瀬戸内市	
	連絡先	固定	
携帯			
廃止する 届出避難所	ふりがな 名称		
	所在地	瀬戸内市	
廃止した日			
廃止理由			

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長

瀬戸内市届出避難所登録要綱第12条第2項の規定により次のとおり届出避難所の登録を取り消しましたので、同条第4項の規定により通知します。

登録番号		
取り消しをする 届出避難所	ふりがな 名 称	
	所 在 地	
取消理由		

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第10条関係)

様式第4号(第11条関係)

様式第5号(第12条関係)